

こんにちは (^\_^)

居宅介護支援事業所『ケアプランセンターなごみ』です。

今回は前回に引き続き介護保険サービス利用の流れ ②「認定調査」についてご説明致します。

本題の前に！

毎年、敬老の日を含む1週間（今年は9/14～9/20）で長寿祝い（喜寿・米寿・白寿・百寿）を迎えたご利用者様にお祝いの品をお渡ししています。今年もたくさんのご利用者様がいらっしゃいました。

**皆様、おめでとうございます！！**

いつまでも元気にお過ごしできるようにケアマネとして精一杯関わらせていただきます！今回めでたく百寿となられたご利用者様をご紹介します。



では、②「認定調査」についてです。

### 介護保険サービスの利用の流れ

**確認**



- ①利用を希望する場合は市役所に申請します。
- ②認定調査を受けます。（訪問調査・主治医の意見書の作成）
- ③調査結果等をもとに要介護状態区分の判定が行われます。（審査・認定）
- ④要支援・要介護の区分が認定され、認定結果をもとに居宅介護支援事業所に依頼し、ケアマネはご利用者様の要望や現在の身体状況等から判断し介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、ご提案します。
- ⑤介護サービスの利用開始
- ⑥利用開始後の利用者様の状況を電話連絡や自宅訪問により把握し、サービスの継続やケアプランの変更等を行います

## 『認定調査』とは？

訪問調査（市の職員等が自宅等を訪問し心身の状況などについてご本人様とご家族様などから聞き取り調査を行うこと）と主治医の意見書の提出が必要となります。

では、どんなことを調査されるのでしょうか？



調査は74項目の基本調査と特記事項からなります。  
ほんの少しですが中身をご説明致します。

- ☆1 基本動作・起居動作機能について（13項目）  
麻痺・拘縮の状態、起き上がりや両足・片足での立位の状況（立ったり座ったり）、視力・聴力などの程度
- ☆2 生活機能について（12項目）  
移動・食事摂取・排尿（便）・洗顔（髪）・衣服の着脱などの日常生活がご自身の力でどの程度行えるのかなど
- ☆3 認知機能（記憶・意思疎通）について（9項目）  
意思伝達の程度、短期記憶の有無、自分について答えられるか（生年月日・名前・現在の場所など）徘徊の有無など
- ☆4 社会的行動について（15項目）  
次のような行動があるのかないか  
（作話、昼夜逆転、大声を出す、ひどい物忘れ、独り言など）
- ☆5 社会生活適応について（6項目）  
薬の内服、金銭管理、簡単な調理などをどの程度行えるのか
- ☆6 特別な医療を行っているか（12の行為）
- ☆7 日常生活自立度（2種類）・・・調査員による判定  
☆1～☆6までを総合的に判断して調査員が判定致します



ここまでが訪問調査です

☆8 主治医意見書項目（5項目）・・・主治医による判定

『主治医の意見書』とは、  
本人の主治医に、心身の状況について意見書を作成してもらいます。  
主治医がない場合は市が指定した医師の診断を受けていただく必要があります。

以上が ②『認定調査』になります。

今後は、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに審査が行われます。

次回は **『③審査・認定』** についてお話し致します。

ご覧いただきありがとうございました。

